

警備仕様書

1. 委託者の所有又は管理する物件の不法侵入・火災異状及び安全を確保するため警備業務を提供し、委託者の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

(1) 警備対象物件

所在地：つくばみらい市福田 195 番地

名 称：つくばみらい市教育委員会

(2) 警備担当時間

警備開始時より警備終了に至るまで

2. 警備システム

エレクトロニカルガードシステム

3. 開始と終了

(1) の警備担当時間内において、対象物件が無人になり、委託者から警備開始の警報信号を受けた時点で警備を開始し、委託者からの警備解除の信号を受けた時点で警備業務を終了する。

4. 警備仕様

(1) 警報機器

①警備対象物件内で発生した異状事態を受託者ガードセンターへ自動的に通報する。

②本警備に必要な警報機器の配置及び種類・数量は別添設置図面による。

(2) 受託者ガードセンター

警報受信装置を間断なく監視するとともに、機動隊員との常時連絡を保持する。

(3) 機動隊員

受託者ガードセンターと常時連絡を保持し、警備対象物件の異状事態に備える。

5. 警備開始時の取扱い

(1) 委託者における取扱い

①委託者の最終退出者は、防火・防犯その他の事故防止に必用な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。

②次に確認した後送信機の電源及び回路を確認し、警戒の状態にする。

(2) 受託者における取扱い

ガードセンターは、最終退室者の送信機の操作により自動的に表示される警戒の信号を確認し、警備業務を開始する。

6. 警備終了時の取扱い

(1) 委託者における取扱い

委託者の最初の入室者は設置されている送信機の操作により解除状態にする。

(2) 受託者における取扱い

ガードセンターは最初の入場者の操作により自動的に表示される解除の信号を確認し、警備業務を終了する。

7. 警備実施中における委託者の臨時入場

原則として入場してはならない。但し、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 臨時入室者は、入室前に必ず受託者ガードセンターにその内容を伝え、正常な操作（解除）をした後入室し、以後委託者の責任において処理するものとする。

(2) 委託者の臨時入室中（警備解除中）は受託者は一切の責任を負わないものとする。

8. 異状事態発生時の処理

- (1) ガードセンターにおいて委託者の警備担当時間内に異状事態が発生したことを感知したとき、受託者は最寄りの関係機関及び特機所に連絡して機動隊員を速やかに急行させ、状況を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象物件に到着した機動隊員は、その状況を受託者ガードセンターに連絡し必要に応じて関係機関等へ電話で報告する。
- (3) あらかじめ定められた委託者の責任者又は緊急連絡者へ電話で連絡する。

9. 事故報告

事故発生の際は、委託者に速やかに電話又は口頭で報告するとともに、復刻書面をもって報告する。

10. 鍵の預託

警備業務実施に必要な鍵（操作カード含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（操作カード）はそれぞれ厳重に取扱い保管する。

11. 警報装置の保守点検

委託者に設置された警報機器の機能については、受託者は適宜保守点検を行う。

12. 緊急連絡先の指定

- (1) 委託者はあらかじめ緊急連絡先を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 上記緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度変更した名簿を受託者に書面にて通知する。

13. 委託者は下記事項を厳守する。

(1) 日常点検

- ①最終退出者は、施設の施錠・ガス・水道・灰皿等の点検を励行する。
- ②不要灯の消灯、不必要的コンセントは抜くようにする。
- ③夜間事務所内に現金は置かない。
- ④屋外に放置（野積み）された物品等は盜難のおそれや、放火や侵入の足場にされるので撤去又は警報機器を設置された倉庫等に入れる。

(2) 退出時の注意

最終退出者は、日常の点検を行った上、必ず所定の操作を行うこと。又、鍵（操作カード）は持ち帰ること。

(3) 運用上の注意

- ①警備実施中や、休日に出勤される方は必ず事前に電話連絡を入れる。
- ②休日の変更、鍵の変更がある場合も必ず事前に通知する。

(4) 施設及び警報機器の取扱い

- ①機器の周辺には油・紙類等燃えやすいものを放置しないよう整理すること。
- ②自動火災報知設備のベルを停止したまま退出すると火災発生時に警報が送信されないため、必ず「ON」の状態にしておくこと。
- ③各種センサーはその特性に合わせて最適の位置に設置してあるので、屋内のレイアウトを変更（改築工事等）する場合は必ず事前に通知すること。
- ④万一、機器等に損傷をあたえたときには、至急その旨を連絡すること。
- ⑤機器類の周囲にポスター・ダンボール等遮蔽物等が放置されていないか点検すること。
- ⑥無人時間帯でも常時稼働する機器については漏電や過熱防止等のため安全装置や管理上の点検を行う。
- ⑦委託者の設備で弊社の危機に接続されているものは、委託者で責任をもって保守管理すること。

14. 警備実施上この警備仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議の上本仕様書に付加文書を添付する。

業務サービスの提供条件

1. 受託者は警備対象物件に不法侵入・火災異状・設備の異状を感知し、すべての情報を受託者ガードセンターに送信し、異状の有無を自動的に表示できる機械を受託者システムガードセンターに設置している。
2. 受託者ガードセンターは、警備業務提供時間中、前項に定める情報装置により、警備対象物件の異状を間断なく監視している。
3. 緊急連絡先を定め、連絡優先順位を明示する。
4. 受託者警備業務提供に際し必要な電話料金・警報機器の信号送出にかかる電話料金・電気料金は委託者の負担とする。
5. 緊急連絡先に変更が生じた場合は、事前に文書で受託者まで通知する。
6. 受託者は警備業務提供中必要と認めた場合、順序に従って緊急連絡を遅滞なく行う。
7. 本契約の目的遂行上、受託者が要求する鍵を委託者から受託者に預託し、受託者は鍵預かり証を発行し、責任をもってこれを保管・管理する。
8. 受託者が警備業務を提供するために必要な権限は、委託者が受託者に付与し業務に関する運営及び指揮の権限は受託者が有する。
9. 委託者は下記の項目を了承するものとする。
 - ①本セキュリティシステムでは、委託者の建物において発生する情報を常時集中監視し、各情報を受信したときは機動隊員による対処及び必要に応じ関係各署への通報を行い、警備対象物件の安全を確保する。
 - ②本セキュリティシステムの監視センター（基地局）は下記の通りとする。
 - ③本セキュリティシステムで警報を受信した際には、下記の待機所から警備対象物件に急行するものとする。

監視センター（基地局） 名称：総合ガードセンター 電話 029（244）3381

所在地：茨城県水戸市千波町 1829-23

管轄待機所 名称：伊奈待機所

所在地：つくばみらい市福田 195 番地

待機所より警備対象物件までの距離 約 - km・時間 約 - 分

10. 本セキュリティシステムでは、下記のネットワークを通じて情報を監視センター（基地局）へ送り、機動隊員による対処及び必要に応じて各署への通報を行い安全を確保します。



- ・異状信号は警備対象物件に設置している送信機から、一般回線及び専用回線を通じて、監視センター（基地局）へ送信される。
- ・監視センター（基地局）は送られてきた異状信号を処理し、待機する機動隊員に緊急対処の指示を行い機動隊員は速やかに緊急対処を行う。

1. 通信機・センサー（警報機器）の維持管理について、受託者は「警報機器」の正常な機能を維持するため適宜点検を行い、万一動作に異状を認めたときは、遅滞なく補修・交換の処置を行う。
2. 受託者のシステム提供に関し、受託者の責に帰するべき事由により委託者が損害を被った場合は、受託者は保険により賠償額を限度として補償する。
3. 火災監視に関するサービスにおいては、所轄消防署による即時通報の承認がなされている間は、火災異状情報受信時、警備対象物件が無人であることを確認の上直ちに消防機関へ火災発生を電話連絡するものとする。
4. 緊急対処における待機所の名称・所在地などの変更があった場合は、早急に連絡をする。